



重点検討項目について

令和4年7月28日



都市計画運用指針

IV. 都市計画制度の運用の在り方

IV-1 都市計画区域及びマスタープラン

IV-1-2 マスタープラン

II) マスタープラン別の事項

2. 市町村マスタープラン

(1) 基本的な考え方

P. 31

④ 市町村マスタープランには、例えば、次に掲げる項目を含めることが考えられる。

ア 当該市町村のまちづくりの理念や都市計画の目標

イ 全体構想（目指すべき都市像とその実現のための主要課題、課題に対応した整備方針等）

ウ 地域別構想（あるべき市街地像等の地域像、実施されるべき施策）

全体構想においては、用途地域等の地域地区、都市施設、市街地開発事業に関する都市計画の前提となる都市構造・都市空間及びこれと密接な関連を有する交通体系の整備の考え方や土地利用、施設整備等の方針とともに、都市内の自然的環境の保全その他の良好な都市環境の形成、都市景観形成等の指針を明らかにすることが望ましい。また、準都市計画区域について、区域内における土地利用の整序又は環境の保全の考え方を明らかにすることも考えられる。

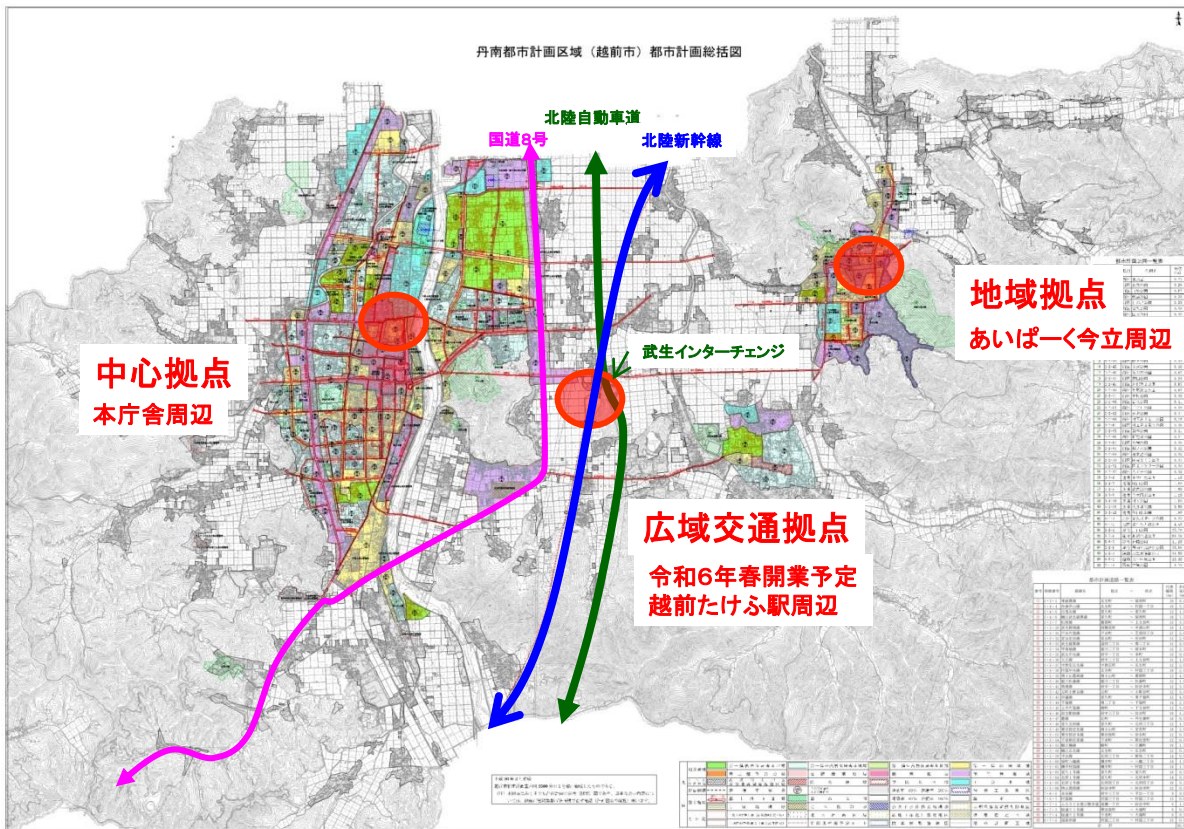
地域別構想の地域の設定は、地形等の自然的条件、土地利用の状況、幹線道路等の交通軸、日常生活上の交流の範囲、区域区分等を考慮し、各地域像を描き施策を位置付ける上で適切なまとまりのある空間の範囲とすることが望ましい。

地域別構想においては、全体構想に示された整備の方針等を受け、地域の特性に応じ誘導すべき建築物の用途・形態、地域の課題に応じ地域内に整備すべき諸施設、円滑な都市交通の確保、緑地空間のグリーンインフラとしての機能の評価と保全・創出、空地の確保、景観形成のため配慮すべき事項等の方針を明らかにすることが望ましい。なお、地域別構想は、初めから必ずしも全ての地区について定め、又は定める内容を同水準とする必要はなく、当該地域の実情、住民の合意形成の熟度等に応じて、順次、段階的に作成することも考えられる。

⑤ 市町村マスタープランには、各市町村の判断で、各種の社会的課題（環境負荷の軽減、都市の防災性の向上・復興まちづくりの事前の準備、都市のバリアフリー化、良好な景観の保全・形成、集約型都市構造の実現等）への都市計画としての対応についての考え方を、必要な関係部局と調整を図ったうえで、記述することも考えられる。

第1章 越前市都市計画マスタープランとは	1
1. 計画の目的と役割	1
2. 計画の基本的事項	4
第2章 まちづくりの主要課題	7
1. 越前市の現況・特性	7
2. 上位・関連計画等の整理	28
3. まちづくりを取り巻く社会的潮流と越前市の状況	38
4. 越前市のまちづくりにおける主要課題	41
第3章 まちづくりの基本目標	51
1. まちづくりの基本理念とテーマ	51
2. 将来フレーム	55
3. 将来都市像	58
第4章 全体構想	63
1. 土地利用の方針	63
2. 交通ネットワークの方針	79
3. 公園・緑地整備の方針	92
4. 下水道整備の方針	102
5. 景観形成の方針	105
6. 安全安心まちづくりの方針	112
第5章 地域別構想	119
1. 地域別構想の位置付け・役割	119
2. 各地域のまちづくりのベース	121
第6章 実現に向けて	147
1. 市民が主体となったまちづくりの推進	147
2. 先導プロジェクト	154
3. アクションプログラム	160
4. マスタープランの進行管理と見直し	161

拠点の考え方



越前市都市計画マスタープラン

中心拠点

本市の顔となる場所として、日常生活の圏域を越えた市全域、全市民を対象とする質の高いサービス機能の提供、越前国府の重厚な歴史・文化を活かしたまち並みづくり等により、にぎわいや魅力づくりを推進します。

地域拠点

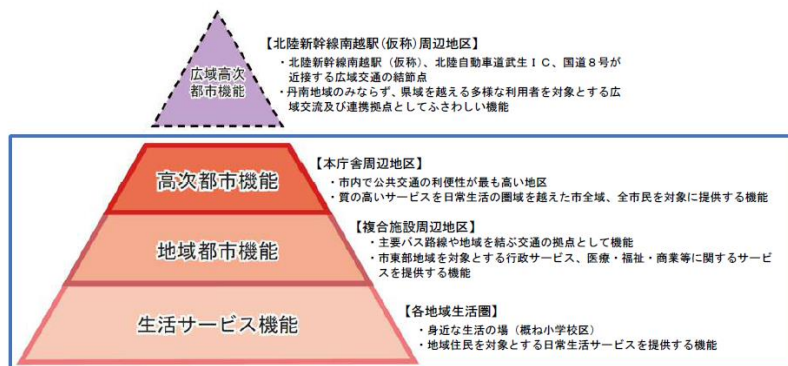
複合施設周辺は、市東部地域を対象とする行政サービス、医療・福祉・商業等に関するサービスを提供するとともに、地域固有の歴史・文化を活かしたまちづくりを推進します。

広域交通拠点

北陸新幹線南越駅(仮称)周辺は、高速・広域交通網が近接し、幅広い交通手段の利用者が訪問しやすい立地特性を活かして、**県域を越える多様な利用者を対象とする広域交流及び連携拠点としてふさわしい活用を検討します。**

参考

「立地適正化計画」都市再生特別措置法第81条に規定される都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画。同法第82条の規定により都市計画マスタープランの一部とみなされる。



越前市立地適正化計画

なお、「広域高次都市機能」の提供の場となる北陸新幹線南越駅(仮称)周辺地区は、その活力を誘引し、まちの活性化を図るとともに、都市機能の維持、まちなか居住の促進につなげるため、「広域交通拠点(広域交流起点)」として位置付けを行いますが、**住居系の土地利用の想定をしていないことから、立地適正化計画の居住誘導区域や都市機能誘導区域の検討を行う対象区域には含まれません。**

重点検討項目（案） 1

目指すべき将来都市像

（越前たけふ駅開業という都市構造の変化への対応）

- （1） 中心拠点（本庁舎周辺）の位置付け再確認
- （2） 地域拠点（あいぱーく今立周辺）の位置付け再確認
- （3） 越前たけふ駅周辺の位置付けの明確化
- （4） 三拠点の関係性整理

重点検討項目（案） 2

将来都市像に基づく土地利用方針

- (1) 市内全域の土地利用方針の再検討
- (2) 都市と自然との調和
- (3) 越前たけふ駅周辺の用途地域の妥当性
- (4) 土地利用方針に基づく既存用途地域の見直し

重点検討項目（案） 3

土地利用方針と都市防災の整合性

- （１） 防火地域及び準防火地域の妥当性**
- （２） 居住誘導区域と都市防災の考え方
（詳細は立地適正化計画にて）**

重点検討項目（案） 4

将来都市像と道路網の整合性

（１） 長期未着手都市計画道路の見直し

重点検討項目（案） 5

市民主体のまちづくり

（1） 地域と共に考える地域別構想